## 指定管理者の選定結果(公募用)

- 1 施 設 の 名 称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」
- 2 指定管理者の名称 株式会社創造舎
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日~令和8年3月31日
- 4 選定の経緯
- (1) 公募

ア 募 集 期 間 令和2年10月19日~令和2年11月24日

イ 申請団体 (順不同) 株式会社創造舎

駿府伝統工芸みらいプロジェクト

- (2) 審査方法
  - ア 審査の種類
  - (ア) 書 類 審 査 令和2年12月1日
  - (イ) プレゼンテーション 令和2年12月1日
  - イ 審査委員会

委員長 稲葉 光(経済局次長兼商工部長)

委 員 谷川 良英 (産業振興課長)

- 切 気田 敏弘(参与兼商業労政課長)
- "野中秀祐(公益財団法人静岡産業振興協会業務課長)
- " 齋藤 隆之(静岡特産工業協会専務理事)
- ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

工 決定方法(審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

- (3)審査結果
  - ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 株式会社創造舎
- (イ) 点 数 88.6点/100点満点(市が設定した最低基準点70点)
- (ウ) 指定管理料提示額 159,510千円

## イ 総 評 (選定の理由等)

株式会社創造舎は、施設の成り立ちを十分に理解し、独自に構築した職人やデザイナーとのネットワークによる体験メニューの充実や、工芸品開発、職人の実演ライブ配信等による情報発信のほか、自社が手掛けるまちづくりと連動した来場者の呼び込み方策など、来場者を創作体験に結びつける具体的な提案があった点が評価された。

それらの提案は、創意工夫がみられ、地域の交流人口の増加にも繋がる期待ができるものであった。

- (4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日
- (5) 市議会の議決 令和3年3月11日
- (6) 指 定 令和3年3月11日
- (7)公 告 令和3年3月29日

## 指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

<u></u>				
基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ①×②
さわしい	①施設の果たすべき役割を理解し、施設の設置目的を達成するために適切な運営方針が示されているか。	× 1		
事業計画が	②本市が提示した仕様書と適合しているか。 また、その内容は適当なものか。	× 1		
<b>いものであること。</b> 業計画が施設の設置	③事業に取り組む自主性、積極性がみられるか。	× 1		
こ と 。 置	④施設の成り立ちを理解し、多様な団体等と 連携した取組が期待できるか。	× 1		
【20点】	【所見欄】			
管 2 理 ·	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適 正な範囲内で提示されているか。	× 1		
管理を実現するもの2.事業計画が施設	②来場者及び利用者のニーズを把握し、運営 への反映策が示されているか。また、サービ ス向上の方策が示されているか。	× 1		
るものであるが施設の効果:	③「利用者に対する創作体験、教室体験等の企画運営業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(利便施設との連携事業を含む。)	× 2		
こと。 め、 効	④「地場産業及び伝統工芸を振興する情報発信業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。	$\times 2$		
。 【40点】	⑤「間接的アプローチ」により創作体験につ なげる方策が示されているか。(利便施設と の連携事業を含む。)	× 2		
	【所見欄】			

的能力。	①当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2	
力を有し事業計画	②施設の運営・管理に必要な人員の確保が見 込まれ、適切な配置計画がなされているか。	$\times$ 1	
ていると	③静岡市内に事務所等を有し、事故、災害な ど緊急時における安全対策や連絡体制が整 備されているか。	× 1	
と認められることた管理を行うため	④本市の伝統工芸や地場産業及び地域の歴史等に精通し、地場産業界等とのネットワークが構築されているか、又は構築しようとする意欲が感じられるか。	× 2	
的能力を有していると認められること【30点】3.事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人	【所見欄】		
ること。	①決算収支(経常収支、実質収支)の状況は 適正か。(債務超過や税等の滞納はないか。)	× 1	
とた管め理	②財務諸表の評価 (流動比率、自己資本比率、 損益計算書)	× 1	
【10点】の経理的基礎を有していの業務を適切かつ円滑に	【所見欄】		

評価:優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

	満点	最低基準 ( 70 %)	合計点数	【意	見	欄】
	100 点	70 点	点			
_						